

ただいま議題となりました議案第 77 号宇部市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例中一部改正の件外 6 件について、付託されました総務財政委員会の審査の結果及び審査の概要を御報告申し上げます。

まず、審査の結果ですが、議案第 77 号から第 81 号まで及び第 87 号の 6 件については、いずれも全会一致をもって、また、請願第 1 号については賛成少数をもって、本日お手元の委員会審査報告書及び請願審査報告書に記載のとおり決定しました。

次に審査の概要について申し上げます。

まず、議案第 78 号宇部市職員の育児休業等に関する条例及び宇部市企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件です。

本案は、地方公務員の育児休業等に関する法律及び人事院規則の一部改正の趣旨を踏まえ、職員の部分休業制度の充実を図るため、所要の整備を行うものです。

本案に対する審査の過程でなされた主な質疑を申し上げますと、新設される部分休業は、1 年に 10 日相当時間数の範囲内で、1 日当たりの上限時間数なく取得できるとのことだが、この休暇の種類についてただしたところ、休暇制度ではなく休業制度のため、取得した時間分の給料が減額されるとのことでした。

以上のような質疑がなされた後、採決の結果、冒頭申し上げましたとおり、議案第 78 号は全会一致をもって可決すべきものと決定しました。

次に、議案第 79 号宇部市消防団条例中一部改正の件です。

本案は、諸般の事情を考慮し、本市の消防団員の定員を見直すものです。

本案に対する審査の過程でなされた主な質疑を申し上げますと、まず、現在の消防団員数についてただしたところ、基本消防団員が定員 720 人に対して 544 人、従事すべき消防事務の範囲を限定して任用される

機能別消防団員が定員 1 0 0 人に対して 5 人で、合わせて 5 4 9 人とのことでした。

次に、定員を 8 2 0 人から 7 0 0 人とした根拠についてただしたところ、基本消防団員の定員を 7 2 0 人から 6 0 0 人に減員するものであり、長期間での対応が必要な大規模な林野火災等を想定した上で、現在保有している消防機材の数量も踏まえ、積算したとのことでした。

なお、一部委員から、消防団員の増員に向け周知に努めていくよう要望がありました。

以上のような質疑がなされた後、採決の結果、冒頭申し上げましたとおり、議案第 7 9 号は全会一致をもって可決すべきものと決定しました。

次に、請願第 1 号山口宇部空港の特定利用空港指定に反対する請願についてです。

本請願は、山口宇部空港の特定利用空港指定は、防衛体制の強化を図ろうとするもの、即ち軍事化・軍拡の一角を構成するもので憲法違反の疑いも高いことから、宇部市議会としてこの指定に反対の意思を表明することを求めるものです。

本請願の審査に当たっては、紹介議員から、その内容についての説明を受け、質疑を行いました。その中で、委員から、国の資料では、この取組は平素における空港・港湾の利用を対象としたもので、武力攻撃事態のような有事の利用を対象とするものではないとあり、大規模災害時には自衛隊の災害派遣の効率的な実施等で利用することが多いのではないかと意見などが出され、採決の結果、冒頭申し上げましたとおり、賛成少数をもって不採択とすべきものと決定いたしました。

以上が、本委員会における審査の概要です。

その他の議案については、本席から特に御説明申し上げる事項はありません。

よろしく御審議くださるようお願いしまして、総務財政委員会の報告を終わります。